長期優良住宅普及促進法に関する手数料

長期優良住宅の普及の促進に関する法律（以下「長期優良住宅普及促進法」という。）に関する手数料を川崎市手数料条例で定めております。

（１）長期優良住宅建築等計画等の認定手数料（長期優良住宅普及促進法第５条）

認定は１棟当りを単位としているため、１申請当たりの認定手数料は、【表１】に示す金額となります。

【表１】

認定申請に係る建築物の総住戸数		ア．登録住宅性能評価機関が交付する確認証等が添付されている場合	イ．ア以外の場合
		１棟当り	１棟当り
新築住宅	１戸	8,000 円	45,000 円
	２戸以上　５戸以下	15,000 円	110,000 円
	６戸以上　10 戸以下	25,000 円	170,000 円
	11 戸以上　25 戸以下	42,000 円	340,000 円
	26 戸以上　50 戸以下	69,000 円	600,000 円
	51 戸以上　100 戸以下	116,000 円	1,000,000 円
	101 戸以上　200 戸以下	190,000 円	1,900,000 円
	201 戸以上　300 戸以下	240,000 円	2,700,000 円
	301 戸以上	260,000 円	3,400,000 円
増改築を伴う既存住宅	１戸	11,900 円	68,000 円
	２戸以上　５戸以下	23,000 円	160,000 円
	６戸以上　10 戸以下	37,000 円	260,000 円
	11 戸以上　25 戸以下	63,000 円	510,000 円
	26 戸以上　50 戸以下	104,000 円	910,000 円
	51 戸以上　100 戸以下	170,000 円	1,600,000 円
	101 戸以上　200 戸以下	280,000 円	2,900,000 円
	201 戸以上　300 戸以下	360,000 円	4,100,000 円
	301 戸以上	390,000 円	5,000,000 円
上記以外の既存住宅	１戸	12,000 円	68,000 円
	２戸以上　５戸以下	23,000 円	160,000 円
	６戸以上　10 戸以下	37,000 円	260,000 円
	11 戸以上　25 戸以下	63,000 円	510,000 円
	26 戸以上　50 戸以下	104,000 円	910,000 円
	51 戸以上　100 戸以下	170,000 円	1,600,000 円
	101 戸以上　200 戸以下	280,000 円	2,900,000 円
	201 戸以上　300 戸以下	360,000 円	4,100,000 円
	301 戸以上	390,000 円	5,000,000 円

（２）長期優良住宅建築等計画等の変更認定手数料（長期優良住宅普及促進法第８条）

（工事の着手予定時期又は完了予定時期に係る変更を除く。）

認定は１棟当りを単位としているため、１申請当たりの変更認定手数料は、【表１】に示す１棟当たりの金額に１／２を乗じた金額となります。

（３）建築基準関係規定適合審査を申し出た場合の認定手数料及び変更認定手数料（長期優良住宅普及促進法第６条第２項）

建築基準関係規定適合審査を申し出て、認定申請又は変更認定申請をする場合の手数料は、(1)、(2)により算定した一棟当たりの認定手数料又は変更認定手数料に確認申請手数料を加算した金額となります。

【建築基準関係規定適合審査を申し出た（変更）認定手数料】

＝［上記認定申請手数料又は変更認定申請手数料］＋［確認申請の手数料］

（４）譲受人決定による変更認定手数料（長期優良住宅普及促進法第 9 条）
　　１件につき　2,100 円

（５）地位の承継の承認に係る手数料（長期優良住宅普及促進法第 10 条）
　　１件につき　1,700 円

（６）容積率の特例に係る許可手数料（長期優良住宅普及促進法第 18 条）
　　１件につき　160,000 円